

インターネット利用のためのガイドライン

平成20年7月
静岡県教育委員会

第1 目的

このガイドラインは、県立の高等学校、高等学校中等部及び特別支援学校における日常の教育活動の中で、児童生徒の個人情報と保護するとともにその他の人権の尊重をしながら、安全かつ効果的にインターネットを利用するための基本的な共通ルールを示すことを目的とする。

第2 管理運用体制

- 1 校長は、学校の教育活動において、インターネットを効果的に利用していくための方針を定め、それに基づき、利用者のための利用規程を策定し、各人が情報社会において責任ある行動が取れるよう指導監督に当たるものとする。
- 2 校長は、インターネットの適正な利用を推進するための指導助言及び校内システムの保守管理を行う組織を校内に置く。

第3 学校ホームページの公開

1 公開

学校ホームページをインターネットに公開して情報発信を行う場合は、学校の教育活動を主体として作成するとともに、校長の承認を得た上で公開する。

2 個人情報の保護

児童生徒の個人情報は、静岡県個人情報保護条例に従い、十分留意して取り扱うものとする。人権を尊重し、その安全を確保する観点から、原則として児童生徒の個人情報は、学校ホームページに掲載してはならない。ただし、掲載の目的及び教育的効果並びに掲載に伴う危険性を十分考慮し、教育上、校長が特に必要であると認める場合には、児童生徒の人権及び安全に配慮しつつ、当該児童生徒及びその保護者の同意を得た上で学校ホームページに掲載することができる。

3 著作権等の尊重

掲載する情報（文章、絵画、写真、音楽等）に対しては、その著作権に十分配慮しなければならない。学校ホームページ作成者以外の者が作成した情報を掲載しようとする場合には、事前に著作権者の許諾を得る。

児童生徒が作成した情報を掲載する場合も、作成者である当該児童生徒の同意を得た上で掲載する。

4 正確な情報の掲載

学校ホームページで公開している情報内容の正確性を維持するために、定期的に内容を更新しなければならない。

第4 児童生徒への指導

児童生徒がインターネットを利用する場合には、次に掲げる事項について、児童生徒を指導するものとする。

- 1 次に掲げるインターネットの特性を理解させること。
 - (1) インターネットを利用して一度公開した情報は、その後すべてを回収することはできない。
 - (2) 電子掲示板やメール等を利用したコミュニケーションは、顔を合わせたのコミュニケーションとは内容の伝わり方が異なる。
 - (3) インターネットの匿名性により、なりすましやいじめなどが起こりやすい。
- 2 他人を誹謗、中傷する内容の投稿の禁止、個人情報に掲載することの危険性、著作権の尊重など、情報モラルの育成に関すること。
- 3 健全な育成を妨げるおそれのある違法・有害情報を閲覧させないこと。
- 4 機器やシステムの安全保持に関すること。
- 5 その他本ガイドラインの目的に関すること。

第5 教職員の利用

教職員が電子掲示板、メール、ブログ等のインターネットを利用した情報発信を行う場合は、次に掲げる事項について配慮する。

- 1 個人情報の保護
児童生徒の個人情報は、静岡県個人情報保護条例に従い、十分留意して取り扱うものとする。人権を尊重し、その安全を確保する観点から、原則として児童生徒の個人情報をインターネットを利用して公開してはならない。
- 2 著作権等の尊重
掲載する情報（文章、絵画、写真、音楽等）に対しては、その著作権を十分配慮しなければならない。
- 3 守秘義務
職務上知り得た守秘義務に該当する学校の情報をインターネットを利用して発信してはならない。